

## 完納奨励金取扱要綱

平成1年3月20日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、卸売業者が仲卸業者及び買受人に対して交付する完納奨励金について、防府市公設青果物地方卸売市場業務条例（昭和63年防府市条例第10号）第57条第2項及び同施行規則（昭和63年防府市規則第15号）第65条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において交付することのできる完納奨励金とは、次のものをいう。

- (1) 卸売業者が、仲卸業者及び買受人と締結した取引協約による卸売代金の期限内の完納を奨励するために支出する交付金
- (2) 卸売業者が、仲卸業者及び買受人の買受代金の支払等を行う代払制度その他の合法的な決裁制度の円滑な運営、維持のために支出する交付金  
(年間支出限度額)

第3条 卸売業者が支出する完納奨励金の支出限度額は、仲卸業者及び買受人に対する年間総売上高に次に掲げる率を乗じて得た金額の範囲内とする。

1000分の10以内

(報告)

第4条 卸売業者は、毎月10日までに前月における完納奨励金の交付状況について、完納奨励金交付状況報告書（規則第49号様式）に完納奨励金交付明細書（第1号様式）を添付して、市長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の規定による知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

